

報 告 事 項	報 告 内 容
被処分者の氏名又は法人名称	藤田 尚
登録番号又は法人番号	1 8 3 4 2 2 7 0
所属する単位会	広島県行政書士会
事務所名称	行政書士 I P オフィス
事務所所在地	広島県廿日市市平良山手 1 1 番 8 号
処分年月日	令和 2 年 6 月 1 5 日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び会員の権利の停止
上記処分をした理由	平成 3 1 年 4 月から令和元年 9 月までの会費（金 3 万円）を 6 月以上にわたって滞納し、本会会則第 1 0 1 条第 1 項に基づく催告を行っても同項の期限内にその滞納会費を納入せず、これによって同条第 3 項に基づき本会綱紀委員会が開催され業務継続の意思が確認された後、なお同条第 3 項に定める期限内に当該滞納会費を納入しなかったため。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 1 0 条（品位保持義務）、行政書士法第 1 3 条（会則遵守義務）、日本行政書士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）第 5 9 条及び第 6 0 条（品位保持義務）、連合会会則第 6 2 条第 1 項（法令及び会則等遵守義務）、本会会則第 7 0 条（法令及び会則等遵守義務）、本会会則第 7 1 条（品位保持義務）、本会会則第 9 6 条（懲戒処分）、本会会則第 9 7 条第 3 号（個人会員の処分）並びに本会会則第 1 0 1 条第 3 項（会費滞納者の処分）